

平成25年5月

勝浦市議会臨時会会議録（第1号）

平成25年5月17日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 藤平益貴君	総務課長 藤江信義君
企画課長 関富夫君	財政課長 関利幸君
税務課長 鈴木克己君	市民課長 渡辺直一君
都市建設課長 藤平喜之君	社会教育課長 菅根光弘君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君	議事係長 屋代浩君
------------	-----------

議事日程

議事日程第1号

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて

（勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第28号 専決処分の承認を求めることについて

（勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第29号 平成25年度勝浦市一般会計補正予算

開 会

平成25年5月17日（金） 午前10時開会

○議長（丸 昭君） ただいま出席議員は18人全員でありますので、議会はここに成立いたしました。
これより平成25年5月勝浦市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

会 期 の 決 定

○議長（丸 昭君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって会期は1日と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（丸 昭君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、鈴木克己議員及び土屋 元議員を指名いたします。

議 案 上 程 ・ 説 明 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○議長（丸 昭君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。屋代係長。

〔職員朗読〕

○議長（丸 昭君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第3、市長提出議案を上程いたします。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） おはようございます。ただいま議題となりました議案第27号及び議案第28号の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第27号、専決処分の承認を求めることについてであります。本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日から一部が施行されたことに伴い、勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、課税事務上、緊急を要するため、去る4月1日に専決処分いたしましたので、議会に報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

それでは、勝浦市税条例の一部を改正する条例の主な改正点について申し上げます。

1点目は、固定資産税の納税義務者等に係る特例措置について、独立行政法人森林総合研究所の規定が廃止となったことから、所要の改正を行おうとするものであります。

2点目は、大規模災害に備えて食料や水を保管することを目的とし、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に締結された、都市再生特別措置法の規定による管理協定に係る備蓄倉庫が、固定資産税の課税標準額を減額できる特例措置の対象となったことから、今回、この課税標準額を3分の2にしようとするものであります。

次に、議案第28号も専決処分の承認を求めることについてであります。本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日から一部が施行されたことに伴い、勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、課税事務上、緊急を要するため、去る4月1日に専決処分いたしましたので、議会に報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

それでは、勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正内容について申し上げます。

1点目は、均等割額及び世帯別平等割額の軽減措置に係る基準額等の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行後、5年目までの間に限り、当該移行した者、いわゆる特定同一世帯所属者を含めて算定することとしている措置を恒久化にしようとするものであります。

2点目は、後期高齢者医療制度への移行により2人世帯から単身世帯となる世帯、いわゆる特定世帯の世帯別平等割額を移行後5年目までの間2分の1軽減している現行制度を拡充し、移行後、6年目から8年目までの間にある世帯、いわゆる特定継続世帯についても4分の1を減額しようとするものであります。

以上で、議案第27号及び議案第28号の提案理由の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 議案第28号の専決処分の承認についてお伺いいたします。これは、同一世帯でお1人が後期高齢者医療のほうに移られた世帯において、個々のご家族と後期高齢者に移られたご家族との間で5年間にわたって世帯割を半額にしたという措置を、さらに3年間延長しようということでもありますけれども、今までどおりの半額ではなくて4分の1に減額するということで、引き続き今までどおりの額の3年間の延長というふうに国のほうで決められなかったわけなんですけれども、なぜ4分の1の額になってしまったのかという点と、あと、この該当者が勝浦市においてはどれほどいらっしゃるって、どれぐらいの影響があるものか、教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木克己君） お答えいたします。1点目の延長になった3年間、これを特定継続世帯の2分の1に、なぜできなかったかということでございますが、2分の1の軽減をそのまま3年間延長した場合、国保財政や一般会計の繰り入れに対する負担が大きくなるということから、恐らく地方税法の改正で4分の1に圧縮したものではないかと思います。ただ、3年間、4分の1とはいえ、これが被保険者にとって負担の軽減につながりますので、4分の1であつてもいたし方ないのかなと考えております。

次に、影響なんです、平成20年度均等割と世帯別平等割額の保険税の軽減、いわゆる保険基盤安定負担金繰入制度に基づく保険税の軽減につながった世帯が、平成20年度で330世帯ございます。これが特定世帯の数でございます。今回、これが5年間で特定世帯から特定継続世帯に移行いたしますので、そのまま330世帯が特定継続世帯となった場合、これがそのまま4分の1の対象となるものであります。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号及び議案第28号、以上2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号及び議案第28号、以上2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第27号は、承認することに決しました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第28号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第28号は、承認することに決しました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第29号 平成25年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第29号の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算、継続費及び地方債の補正であり、（仮称）市民文化会館建設事業に係るものであります。

（仮称）市民文化会館の建設につきましては、一括発注及び分離発注にて入札を実施しましたが、いずれも入札不調となったところでございます。

改めて入札に付するに当たり、平成25年4月8日付で、国土交通省から発せられました就労環境の大きな変化を背景として引き上げられた、新労務単価の早期の適用要請を踏まえ、検証したところ、労務単価の上昇などから事業費の変更が必要と判断し、このたびの提案となったものであります。

事業費総額として1億8,000万円の増額をもとに予算を調製し、継続費におきましては、（仮称）市民文化会館建設事業費の総額を24億2,506万5,000円から26億506万5,000円とし、年割額を平成25年度では、設定時の11億4,142万3,000円から6億4,363万3,000円に、平成26年度では、設定時の12億1,901万2,000円から18億9,680万2,000円に変更しようとするものであります。

したがいまして、本年度の歳入歳出予算におきましては、既定予算から4億9,779万円を減額し、予算総額を82億5,321万円にしようとするものであります。

歳出予算では、教育費におきまして4億9,779万円を減額しようとするものであります。これに対して歳入予算の国庫支出金におきまして1億8,607万円、繰越金におきまして762万円、市債におきまして3億410万円を減額しようとするものであります。

本年度の地方債におきましては、（仮称）市民文化会館建設事業債の限度額を7億2,230万円から4億1,820万円に変更しようとするものであります。

以上で、議案第29号の提案理由の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） それでは、議案第29号 平成25年度一般会計補正予算について質問させていただきます。最初に、今、市長の説明があったとおり、2回の不調があったと。それに伴って、これから3回目をやるわけですけど、入札が不調になることは、断じてあってはならないと。これがもし仮に不調になった場合は建設ができないということですので、それを前提に質問させていただきます。

説明書によりますと、（仮称）市民文化会館建設工事の入札不調を受け、改めて入札に付するに当たり、労務単価の上昇などを考慮した事業費の変更を伴うものとして、継続費における文化会館建設事業の総額を26億506万5,000円とするため1億8,000万円の増額をしようとするものでありますが、建設に係る年割額を変更することから、25年度単年度としては4億9,771万円の減額補正としての計上であります。この補正予算の計上に関しては、臨時会の審議ということから5月13日に事前の説明を受けたところでありますが、3月の本会議において、2月8日に執行した1回目の建設工事の入札の結果、入札参加した2社の建設会社、公表はされていますが、あえてA社、B社とさせていただきます。A社は予定価格を21億9,000万円に対して2億1,000万円、B社

は1億700万円オーバーした価格で応札し、結果として不落、入札は成立しなかったとの報告があり、今後の対応について、私の一般質問の中での答弁及び同僚議員の予算質疑における詳細な質疑、提言に対して、市は、不調となった原因について、設計業者から意見を求め調整した結果、速やかに再入札を執行する必要があることから、今後の入札方針を確認して、工事の質は落とさない、予算面は変更しないとの前提により、本工事から舞台等の設備を分離して入札を行うことにより落札の可能性があるとのことから、その方向で準備、検討するとのことで行った入札が5月1日の2回目の入札結果であり、さきの3月議会において、同僚議員から2回目の入札を行うに当たって、絶対に失敗しないことを前提に詳細な提案、また勝浦漁協において入札不調があったということ、2回目の不調回避対策なども含んで質疑が行われております。

その中で、市としては山下設計との協議により、設計内容、仕様等の変更、見直しは行わなくても入札は可能であるとの判断でありました。2回目の結果は、予定価格18億6,100万円に対し、1回目にも参加したB社だけが舞台装置を分離したにもかかわらず、今度は1億1,300万円オーバーで応札し、結果、落札業者なしであります。

そして、今回の補正予算であります。5月13日に行われた説明会によると、今回、増額の補正予算の計上については、4月10日の建設通信新聞の記事にもある国交省の特例措置としての新労務単価の適用、平成25年4月8日付の平成25年度公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置についてという国交省からの通知によるところの労務単価の上昇分を算出し上乗せしたための増額、主には鉄筋工や型枠工など、低賃金による人材不足とのことであるが、本当にこれだけの問題で解消できるか、私は疑問に思います。

そこで質問をさせていただきますが、社会資本整備総合交付金事業を活用での建設事業実施であることから、平成26年度中、いわゆる平成27年3月までには工事が完全に完了していることが必須条件となっております。このために、一日でも早く建設に着手しなければならないことは理解できるのでありますが、さきの2回にわたる入札不落の原因は、提案説明にある労務単価の上昇分だけではないと考えています。さきの2回に及ぶB社の予定価格をオーバーした入札に対し、これに対しては何らかのメッセージが秘められているというふうに考えるものでありますが、これらのメッセージを、市としてどのように分析をしているのかお伺いします。

2点目に、臨時会で審議会予算については委員会審査を省略することが通例であるため、本日1日だけの議会審議となっております。停止されている補正予算の内容審査は、本来は臨時会ではなく定例会で審査すべき内容であるとは考えますが、今回、提出するに当たって、どのような検討が市の内部でされてきたのか、2点目としてお伺いさせていただきます。

3点目に、予定価格と入札額の差額が大きいからといって、諸般の事情があるにせよ、それに見合う分を増額することは最後の手段であると思います。5月1日の入札を行うに当たって、設計内容、仕様などの見直しはしないとの強硬な対応でありましたが、3回目の入札を行うに当たり、当然、設計内容の見直し、仕様等を見直しなどを検討することが必要であり、本来は当初予算の中でそれをおさめるように努力、検討することが先決ではないかと考えますが、その点についてお伺いをします。

4点目に、2月及び5月の入札に際し、予定する業者から計画に対する質問事項があったと思いますが、質問事項と市及び設計会社からの回答を詳細に示してください。

5点目に、同じく2月、5月の入札に際し提示した入札参加資格要件はどのようなだったのか。

2月の参加状況から見ても、5月における入札に対し資格要件の緩和が検討されたのか。もし検討されないで、一般競争入札ということでそのまま実行したのであれば、なぜ検討せずに実行したのかお伺いをします。

最後に、今回、1億8,000万円の増額になりますが、その内訳は説明会でお聞きいたしました。交付金として1,046万2,000円、地方債、市債として2,490万円、1億8,000万円のうち交付金と市債は合わせて3,500万円余りであります。一般財源としては1,813万8,000円、そのほかに1億8,000万円の中身は、恐らく2億円ある基金を活用して行うということでありますが、そのことで間違いのないのかお伺いをします。

またさらに、分離分、音響舞台設備装置が1億8,000万円のうち、どの程度見込んでいるのかについてお伺いをし、1回目の質問を終わります。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） ただいまいろいろな質問が出されました。今回の増額予算、増額をお願いしているということにつきましては、先般の全員説明会でもお話ししましたように、当初は、この設計は正しい見積もりだったというふうに考えています。しかしながら、今の東日本大震災を受けての鉄筋工だとか型枠工だとか、こういうような職人が、まさに東北地方にも行っている。また、アベノミクスで公共投資をこれからいろいろやっていこうと、こういういろんな諸般の情勢が日々動いている。これが労務単価につながっているということでございまして、今回、私どもが、初めに公告をして入札に臨んだという、恐らくその時点では、予定価格は正しかったというふうに考えております。しかしながら、今、言ったような特殊な、ある意味ではタイミングが悪いということも言えるかもしれませんし、また、事業者側の情報というのは、ある意味ではなかなかこっちのほうにキャッチし得ない部分もあるし、また予算という制約があったわけですので、予算を超えての予定価格というのは、その時点で状況がわかったにしても設定はできなかったと思います。

ということで、2回目も臨みましたが、残念ながら不調になったということでございまして、今回、見積もりが誤っていたとか、設計業者の責任だとか、そんなことではなくて、私は当初の設計は正しかったというふうに思っております。今、設計変更だとかいろいろ話が出ましたが、今さらこういう設計変更をするようなことは考えておりません。恐らく質を落とせというようなことだろうと思いますけど、そういうことは考えておりません。次の入札に、この予算要求、議会でお認めいただいて、この新しい予算のもとに一刻でも早くやらないと、また労務単価がどんどん上がってしまう、また不調になってしまうというようなことなので、今日、この臨時会でお認めいただいて、次に臨みたいというふうに思っております。以上です。

あと、細かい点は担当のほうからお話いたします。

○議長（丸 昭君） 次に、関財政課長。

○財政課長（関 利幸君） お答えをいたします。質問項目が大変多うございますので、もし漏れるようなことがありましたら、大変申しわけありません、失礼いたします。

まず1点目の業者からのメッセージということでございますが、これにつきましては、基本的には、業者における実勢価格をメッセージとして発してきたと、そのように解釈はしております。

次に、定例市議会で審議すべきと、また差額分を設計等で見直すべき、また当初予算におさめるべきということで、これにつきましては3点一緒にお答えをさせていただきたいと思っております。

れども、先ほど冒頭にお話がありましたように、本事業につきましては、社会資本整備総合交付金を使っておりまして、その事業のリミットが、26年度中の完成がまず第一ということで、その中でいろいろ今までも事務のほうを進めてきたところでございますけれども、今回、先ほど市長からもありましたように、2回の入札不調ということで、そのときそのときでこちらのほうでは内容を協議をいたしまして、そのときにとり得る手法ということで、1回目のときには分離ということで行ったところでございます。結果は、ご承知のようにこのとおりになったところでございますが、当時の状況にいたしましても、基本的な内容把握の中では、私のほうとすると、市長も今申し述べておりましたけれども、誤りはなかったというふうに感じております。しかしながら、ご承知のように、ある判断をしてから入札実施という形になるまでは、短くて40日ぐらいかかりますので、この間における社会経済情勢というものが非常に大きく変動したということが言えるのではないかと考えております。特に4月8日の、私のほうに実質的に届きましたのは、実は4月23日でございまして、これは県を経由しますことから、文書のほうもおくれていたということになると思いますが、その段階においては、国のほうも新労務単価の置きかえをした、そういうことを踏まえて、市町村また都道府県においても、国の趣旨に沿うようにということで要請文がございました。これはある面におきまして、国が根本的に実勢というものを認めて、事業者関係の方々にも文書を発しておりますので、国が一つのお墨つきを与えたという形で、私のほうは捉えております。

したがって、ちょっと先の答弁になってしまうかもしれませんが、先ほど質問事項の関係を詳細に述べてほしいという質問がございましたけれども、1回目の質疑のときには、はっきり申しまして、労務単価にかかわる質疑はございませんでした。内容が大体495件ございましたけれども、1件を除き図面とか仕様に関する質問でございます。ただ1件だけ、私のほうが公告をいたしました事項について聞いてきておりまして、部分払いにおける各会計年度の支払限度額をご教授くださいと。これは公告に対するものでございました。私のほうといたしますと、前金払いで5,000万円と、あと部分払いということで計算式をお示ししてございます。平成26年度でその残額を支払うというような形の回答をしております。事例として500弱ありますので、大体こういうものということで、後ほど申し述べさせていただきます。

次に、2回目の質疑回答におきましては142件ございまして、その中で、今から私が申し述べる案件を除き、全て図面と仕様等に関するご質問でございました。ちょっと申し述べさせていただきますと、「予定価格算出に係る設計単価について、費用工事材料は、どのような資料の何年何月版を採用されていますでしょうか、ご教授願います」と。私のほうの回答で、千葉県24年度単価及び刊行物3月版冬号ということで回答しております。もう一点が、同じような内容なんですけれども、「予定価格算出に係る設計単価について、労務単価はどのような資料の何年度版を採用されていますでしょうか、ご教授願います」ということで、回答は「同上」と。これは同じ欄にありましたので、同上ということでお答えをさせていただいております。

そのように、やはり業者も、確かに先ほど申しましたようにメッセージとして実勢ということでお伝えしてきているんでしょうけど、1回目の段階におきましては、私のほうも、確かに新聞紙上等、また情報等でその辺の動きというのは出ておりましたので、その辺も確かに議題にはなりましたが、ただ、個々具体的にそれへの取り扱い、もしくは対処方法につきましては、先ほど言ったように分離ということで可能という判断をしたところでございます。

何度もくどくなりますけれども、その間における社会経済変動というものは、当然に内在的にも起こっていたんでしょうが、それらが表立って国等を通じてこのように明白になってきたということで、私のほうとすると、先ほども言いましたように、1回目のその段階における判断は適切なものであったというふうに理解をしております。

それで、質問の2、3、4の関係でございますけれども、要は、先ほど言ったように、26年度中に完成ということになりますので、私のほうも内部的に、例えば見直しする場合に、どの程度の期間を要するかということで検討したところ、使用構造の部分を変えるということは建築基準法とかの関係があるでしょうし、またそれを変えるという形になりますと、建築確認とか、そういった方面に影響があるということで、ただ、意匠の部分金額もしくはそういったものに見合う変更という形になったとしても、やはり調整するのに3カ月程度を要するというようなお話でございました。そういたしますと、確かに数字上は、27年3月ということでございますが、やはり工事を実施していく上におきまして、天候の関係とか何らかの、もし当初考えられないようなことが起こるということになりますと、また社会のこういう情勢から当初予定していた資材が、例えば納入がおくれてしまうとか、そういうことも当然に考えられますので、そういうことを踏まえた中で検証いたしますと、やはりこれは基本的には早くやる方がいいのではないかと。これは結果論になりますが、議員もご承知のことと思いますけれども、15日ですか、国家予算も通りまして、この中に5.3兆円の公共事業がある。また復興予算として4.4兆円入っているということは、大体2カ月ぐらいのタイムラグを経て、これが逆にまた表に出てくる。そういうことになりますと、先ほど市長が言ったように、今の需給バランスの中で、またさらにそういう状況という形になりますと、金利の値上がり等の話もありますし、そういうものから考えますと、やはり期限もございますし、早く取りかかって完成に向けて行うことが適切ではないかなと。

また、他市町村の事例におきまして、確かに見直しをしていないということではありませんけれども、京都府でやはり入札がありまして、知事は増額をして対処したいと、このようなコメントも発しておりますし、また広島県の三次市が市民ホールをやっているようでございまして、当初予算が35億円だったらしいんですが、結果的に不調ということで約5億円の追加をして、最終的に40億円弱の予定価格をもって臨むような、そのような状況でございます。そういうものも踏まえまして、私のほうとすると、基本的に先ほど市長が答弁したとおり、なるべく早く着手の方向に行くことが、本市の、例えば財政的な面から見てもいいのではないかということの判断ということでご理解をいただきたいと思います。

それでは、先ほどの回答の関係ですけれども、先ほど言ったように、1回目、約500件近くまでありますので、一、二項目ほどご参考までにということで、「断面詳細図4において、文化会館と設備棟のGL標高が同じような記載になっていますが、各棟断面図より文化会館は設計GLイコールTP39.30、設備棟は設計GLイコールTP38.40が正と考えてよろしいでしょうか、ご教授ください」。この回答は、よろしいですという形になっています。あと、「特記仕様書13章、土工事において、建設発生土が場内指示の場所へ敷きならしと、場外搬出処分の2種類が適用されていますが、どのように使い分けるのでしょうか、ご指示ください。また、場外搬出処分について、指定処分地がございましたらご指示ください」と。回答ということで、現状地盤に対して計画地盤をかさ上げする計画です。敷きならし指定を要する数量を場外処分する計画です。搬出先、夷隅郡御宿町七本云々という形で書かれております。

2回目でございますが、先ほど言いましたように142件あったわけですが、これも冒頭でお答えしたように、図面とか仕様に関するものでございまして、同じような内容になっていますが、「特記仕様書13章、土工事において、建設発土が場内指示の場所へ敷きならしと場外搬出処分の2種類が適用されていますが、どのように考えればよろしいでしょうか、ご指示ください」。これに対しまして、現状地盤に対して計画地盤をかさ上げる計画です。敷きならしして余剰する数量を場外処分する計画です。あと、長々ありますけれども、ここで申し述べていますと、大分時間がかかりますので、ご了承いただきたいと思います。

次に、財源の関係でございますけれども、確かにここにお示ししましたように、基金を建設関係にかかわるものとして、この金額を、あくまでも確定ではございませんが、予算措置として1億2,650万円、予定いたしております。

次に、最後の舞台分の関係でございますが、予算計上に当たりましては、先ほど市長が言いましたように、業者からのメッセージ、また国の単価に置きかえできるものは置きかえて積算等、もしくは数値等の把握等、努めているところではございますけれども、全てがその中で把握できるものではありませんで、業者からのある部分において、見積書を徴して、その見積額を精査の上、計画として用いるということもあるようでございまして、それらを総称した中で、私のほうとすると、事業者も6%ぐらいの部分プラスで、一つの目安とすればそういうものがあるのかなと。先ほども申しましたように、今、こういう経済情勢でございますので、今後また入札という形になりますと1カ月以上先の話になりますので、そういう変動も考慮して、ある程度加味した中の1億8,000万円の増額ということで、予算のほうは計上させていただいております。したがって、舞台分ということでちょっとお示しできないんですけれども、総称した中で金額としてこれだけのものを皆様方にご審議していただいてご承認いただきたいということでございます。

それと、入札参加の緩和要件でございますけれども、1回目と2回目ということで、一応基本的には実績並びに総合評点と申しますか、それについては変更いたしておりません。しかしながら、現場に張りつきます資格者の要件を一部緩和いたしまして、それにより2回目につきましては対応しているところでございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 1億8,000万円増額して、とにかく入札を行い建設しなければならないと、十分わかりますし、自分なりの説明する相手がいますので、そういうことで理解していきたいと思うんですが、2回目として、今、市長のほうから、本当に思いは同じだと思います。とにかく3回目を不調にすることはできないことと、あと、1回目、2回目というか、もちろん超一流の設計会社が設計してきていますので、この設計内容について、ああしろとかとやかく言うことは、はっきり言ってできません。ただ、その設計内容は、文化会館のランクをどのように見ているのか、設計内容、本来はその中身が見ればいいと思うんですけど、例えばA、B、Cという中で、勝浦はBを選んだと。それで設計をしているんだということであって、それが24億円の総合価格になっているということがあって、1回目、2回目はそのもとにやっています。ですけど落ちなかった。であれば、先ほど市長は、このまま行くという決断でありますけど、本来というか、もう少し余裕があれば、本当はAとBの間のランクをとったりしながら、ある程度仕様を落として、2%でも3%でも価格を落とした上で再度入札、予定価格を決めていくということが、本来あるべき姿ではないかなというふうに思っていますし、3月議会で同僚議員が質問した中で、漁組の

入札については、1回目の不調で2回目は中身を変更して入札して建設ができているというふうな説明も農林水産課長からあったと思います。

そういうことを含めて、今回の文化会館については、最初から500席から820席への市長の熱い思いが実って、そういうことを議会が承認して、市民も心待ちにしているのは事実であります。そういう中において、今とにかく3回目を不調にするわけにいかないという中において、私は、この1億8,000万円を、本来であれば、もっと大幅に余裕を持って見ておいてもいいというふうな気もしているんです。というのは、当初の24億2,500万円ですか、これが補正前の価格ですけど、その中には全てのものが入っています。今回分離したということは、先ほど市長は予算があるので、予算以上の予定価格は組めないよと。当然ですね。ただ、24億円の中には、今現存している予算の中には、建屋から音響施設も含まれているんですが、とにかく建物を先に建てるという意味では、この24億円の中で建てていけばいいと。そして、最終的に音響設備を設置するに当たって、不足が生じたら、その際に補正をしても、それはやむを得ないというふうなこともあるんじゃないかと思うんですが、そういう考えはできないのかどうか、2点目でお伺いします。

それと、大体の内容はわかりましたけど、今回の補正に当たっては、あくまで労務単価の上昇がその原因だというだけの説明であります。この工事価格の不落、不調対策については、実は、手元にある資料は、国土交通省大臣官房技術調査課事業評価・保全企画官、塩井直彦さんの公表された文書なんですけど、2008年12月の「建設マネジメント技術」という冊子に、工事価格の適正化、不落不調対策の取り組みという本が出されている。その当時から、これはあくまで国の問題のことだったようなんですけど、国土交通省が出している工事において、応札価格が予定価格を上回る不落札や入札時に応札者がいない、入札不調といった入札不成立の増加が問題となっていると。既に2008年に国の国庫事業に対して問題が指摘されてきています。これは当然、設計会社のほうもわかっている話で、そういうことを前提に設計が行われていると思いますが、それも含めて説明が、ただ労務単価の上昇分だけというのは、これはちょっと違うんじゃないかなというふうな懸念がありますが、今、これを議論してもうしようがないので、こういうこともありますということだけ示しておきたいと思います。

躯体の分量の、今の総体の中で建屋の建設をすることはどうか、これが2点目です。3点目が、入札参加資格になりますが、先ほど財政課長答弁では、この中身が言われていないんですけど、実績と評点と資格者要件ということですが、点数とか、どういう内容だったのか、要件、具体的に説明をお願いします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今回の設計に当たって、この設計業者は、私は、一流の者だと思っています。設計者は、設計者の思想等があって、この文化会館を、やはり設計者の一つのプライドとして設計をする、これは当然であろうというふうに思います。私のほうは、ある意味では素人なんです、今回の文化会館につきましては、私は舞台と音響と可動の椅子、これについては、華美であってはなりませんけれども、それなりのレベルのものをさせていただきたい。特に、この文化会館の建設検討委員会の一委員からも、今度、可動式の椅子だから、ほかの地区の可動の椅子というのは非常に座りにくい。お尻が痛くなるし、人が座ると、ぎしぎし揺れる、こういうようなことのないように、椅子については相当のレベルのものを設計してもらうように頼んでくれというような話も出ていました。だから、文化会館としての機能で、舞台がなければ、いろんなイベントもな

かなかできない、それから音響でよくなければだめ、椅子がよくなくてはならないということは、一応設計業者のほうにはお願いをいたしました。

そういうことも踏まえて、さらに設計業者の一つの理念といいますか、考え方で今回は設計をされているというふうに、私のほうも理解してございます。今回の文化会館は、これから30年、40年使っていくものでございます。したがって、質のいい、レベルの高いものをつくりたいと考えておりますので、今回の設計はそういう形ででき上がっているということでございますので、これを今さら仕様を変えるとか、レベルを下げるとか、そういうことは考えておりません。これから次代を担う子どもたちにも、この文化会館を引き継いでいかなければならないというふうに、私は思っておりますので、そういうことでございます。

今、質問の中で、初めとりあえず枠だけやって、舞台機構を後でやってもいいんじゃないか、予算が余ればその中でやってもらおうし、足らなければまたその中で補正すればいい。それは素人的な考えだと。それはできません。これはいろいろ設計のほうとも話して、そういうことはできません。これはあくまでも総枠と舞台機構を一緒になってやっていくということですので、初めから全体的な予算を選んで、予定価格も組んでいかなければならないというふうに思っております。さっきからいろいろ出てましたけども、今回、国のほうからこういう5%、6%ということで、労務が非常に足らない、労務単価が上がると。それから、やはりアベノミクスで円安で資材がどんどん高騰しているんです。一部輸入等がありますので、やはり円安というのが相当資材の単価が上がっているということにも影響はしていると、私は思っています。したがって、労務ということなんで、一刻でも早く、私は入札で決着をして工事に入りたいというふうに思います。

あと、足らない分については担当のほうからお話します。

○議長（丸 昭君） 次に、関財政課長。

○財政課長（関 利幸君） お答えいたします。1点目につきましては、今、市長からお話がございましたように、行政サイドといたしますと、そのように予算を使わせていただければ非常にやりやすいんですが、もともとあるものを食ってしまって、舞台自体の金額が足らないということがわかっていながら執行してしまって、議会のほうに、済みません、これをやって、これだけ絶対に足らないから認めてくださいと言ったら、これはやはり議会軽視と言われてもしようがないんじゃないか。全体事業の中で皆様方にご審議をいただいた中で、たまたまこれが年度を経過する事業でありますので、それぞれの年度の予算審議をお願いしているということでございます。したがって、基本的には、全体事業の中でご審議をいただくというのが、やはり筋であろうと。これは市長がおっしゃったように、基本的にそのように考えるべきだと、行政のほうも思っておりますので、今回、このように全体の事業費として計上させていただきまして、その中に25年度分が存在していると、このようなことで私のほうは理解をしております。

それと、労務単価以外のものにつきましては、市長が今お答えしましたように、基本的に資材等の値上がり等も現実的にございます。物によっては、なかなか入手困難なものもあるかもしれません。また、新労務単価につきましても、専門のほうに聞きますと、3カ月ぐらいで変えていくようなので、今回適用したものがずうっと同じ額ということではないようでございますので、やはり実勢に合わせて変えていくと。ただ、実勢と申しまして、当然に3カ月なら3カ月で変えるときに、3カ月のタイムラグがございますので、その間に急激な、例えば労務単価の上昇とかが起これば、場合によったらそれは対応できていないということにはなりますので、実勢価格

という形になりますと、なかなかつかまえるのが難しいのかなということでございます。

それと、入札参加資格要件の関係でございますが、まず1回目、2回目は同じでございますけれども、基本的に建築工事に係る総合評点が1,100点以上のもので、これは1回目、2回目同じでございます。それから、公告日から起算をして、過去20年間に同様の工事を実施した実績を持っているかということで、これも基本的には同じでございます。先ほど申しました資格要件の3番目といたしまして、1回目のときには、直接的かつ恒常的な雇用関係にある1級建築士、または1級建築施工管理技士の資格を有し、かつ監理技術者資格者証を有する者で、あと、一般電気施工管理技士の資格を有し、かつ監理技術者資格者証を有する者、1級管工事施工管理技士の資格を有し、かつ監理技術者資格者証を有する者を、本工事に、それぞれ専任で配置できるものであること。なお、恒常的な関係にある者とは当該工事の公告日において、3カ月以上の雇用関係にあることと、このようにいたしております。

2回目におきまして、ここの部分を変更いたしまして、1級電気工事施工管理技士の資格を有し、かつ監理技術者資格者証を有する者、1級管工事施工管理技士の資格を有し、かつ監理技術者資格者証を有する者を本工事にそれぞれ専任で配置できるものという部分を削らせていただいております。従来、1回目のときには、1級電気工事施工関係の資格者、また監理技術者、1級管工事管理者というんでしょうか、その資格を持っている者を必須といたしておりましたが、2回目のときには、これらの方々の資格はなくてもいいと。ただし、公告日から起算をして、過去20年間に完成をし、引き渡しの済んだ同種工事に現場代理人、主任技術者、または監理技術者として携わった経験を有する者ということで置きかえをさせていただいております。その部分が基本的に主に変更を加えて、2回目に臨んだというものでございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） ほぼ理解をしてきました。最後に、入札参加資格についてなんですが、2回目は、若干資格者要件を変更ということですが、3月議会で同僚議員からこの参加資格について質問があったように記憶していますが、まず工事会社の点数なんですが、1,100点以上となると県内にどれだけ業者がいるのかなということも気になるんですが、今回応札してきた業者は本当に2社と1社だけですので、県内からはなかったと。それと、もう一つは、20年間、同様の工事ということは、同様というのは800席なのか、500席以上とかあると思うんですけど、最近の20年というのはバブル崩壊後の20年間ですので、恐らく同様の事業をやっている業者というのは、物すごく少なくなってくるというふうに考えられるんですが、ここの要件を、3回目にはもっと緩和をして、10年じゃなくて30年、40年、40年までいくと技術は違うかもしれませんが、少なからず30年とか要件が落ちるのであれば、そこら辺の緩和は考えられないのか。それによると、入る業者はもっと増えてくる。もしくは、ここの20年間の同様の事業というのは、文化会館なり、舞台装置なり、要は公民館じゃなくて市民会館、そういう会館ですから、これが一般の大きな公共施設、庁舎であるとか、学校施設であるとか、そういうものをしていて、点数が900点ぐらいということまでやらないと、今度本当に入札危ないんじゃないかなというふうに思いますので、その辺の要件緩和を、それは検討することができると思いますから、ぜひともお願いをしたいというふうに考えます。この入札については、市長よりも副市長が責任者だと、私は思っていますので、副市長のほうから答弁いただいて、ぜひとも3回目及早急に入札できることを、できるという確信のもとで入札を行っていただきたいということで終わります。

○議長（丸 昭君） 午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。まず1点目の入札参加資格で点数が1,100点以上ではなく、もっと下げたらどうかというご質問だと思います。実際に、今回1,100点以上の会社、千葉県内では64社ございます。それと、例えば1,000点に下げた場合ですけども、議員、ご存じだと思いますけども、Aランク、Bランク、Cランクと、点数によってランクをつけております。これは過去の工事の実績あるいはできぐあい等で、それぞれの工事について点数をつけまして、ランクを当てます。そうしますと、1,000点の会社ですと、下限が700から1,100の間がBクラスになります。それでは、700点から1,100点までの間のうち1,000点だけの業者を選んで入札をかける、1,000点以上の業者を分けてかけるということは、これはできませんので、今回、24億ほどの工事、勝浦市でもかなり大きな工事ですので、やはりその辺の技術を持った会社あるいは経験のある会社、これにやっていただくということで、Aランクの業者、1,100点以上ということで、今回、要件にさせていただいたわけでございます。

それと、過去の実績でございますけども、20年間のうち400席以上のホールあるいは今回勝浦市でつくろうとしています文化ホールとかあるいは劇場、これは複合施設、例えばビルの中にこういう400席以上のホールをつくっている場合も含めます。そういった業者を対象といたしました。じゃ、20年じゃなくて30年にしたらどうかというお話もございましたけども、実際に30年前に、仮にこの文化会館あるいは市民会館的なホールをつくった業者が、今最新の設備をつくるのに参考になるかどうか、これは非常に疑問がありますので、いろいろうちのほうも検討させていただきまして、かといって10年ですと、確かにバブル崩壊以降、件数も少ないですから、そういった面で20年間、本来ですと10年というふうに考えておったんですが、もう少し上って20年間のうちに400席以上のホール等の実績のある業者ということで、今回、選定をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 今、副市長から答弁がありましたけど、ほぼ全部包括しているんですけど、400席という話が出ましたけど、この要件をなくすことはできるのかどうか。文化会館、ホールをつくった要件をなくして、1,100点以上の業者とか、それができるかということを聞いておきます。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） 失礼いたしました。過去にホール的な、席数に関係なく、例えば鉄筋コンクリートの建物を建てたことがあるかどうか、これで区分けはできないかというご質問だと思います。今回の勝浦市の場合、本体と舞台機構を分けたので、ただ、鉄筋コンクリートといいましても、やはり音響の反射板とか、通常の学校の校舎あるいは普通のビルの鉄筋コンクリートとつくりが異なりますので、そういった面で、今回、このように過去に実績のある会社ということで選定をさせていただきました。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 私は、この市民文化会館の建設、補正予算だったと思いますけども、規模を拡大するということで提案されたときに反対をした経緯がありますけれども、市民文化会館そのものが建設必要なしというふうに考えておるものではありませんので、市民が待ち望んでいる施設の一つですから、これ自体は間違いなく建設しなくちゃならないと思っておりますが、今回、こういった経過の中で1億8,000万円の追加をして、800席余の席数で、当初設計どおりの建設を行おうということなんですけども、それ自体はもとの500数席の規模に戻すつもりはないということをして市長はおっしゃるわけですけども、その理由なんですけど、あくまでも今の800席余の設計どおりでやるという考えなのかということを、ぜひともお尋ねしたいと思います。

平成26年度中に完成させなければならないというタイムリミットといいますか、後ろが決まっておりますので、今の時点で席を変えると3カ月かかるとかという課長答弁がありましたけれども、一体その辺は、規模を大幅に変えることが、26年度末までに完成させることとの関係でできないことなのかどうか、そのことをきちっと答弁いただきたいなというふうに思います。

それとあわせて、なぜ800席余の規模で1億8,000万円の追加をした上で、当初設計どおりに建設するのかという理由ですね。

あと、今回の1億8,000万円を追加するに当たっての財源内訳なんですけれども、国県支出金が1,000万円余の計上で、圧倒的に基金の取り崩しが充てられておるわけです。これ自体は国の特例措置によりまして、労務単価が引き上げられるということの中で起こってきている変更なわけなんですけれども、これ自体に国からの補助があつてしかるべきじゃないかと思っておりますけれども、なぜに1,000万円余の国県支出金にとどまっているのかという点につきましてのご説明をいただきたいと思います。

続いて、今回の経緯につきましては、先ほど来、タイミングが悪かったという問題、あるいは設計時あるいはその時点その時点での想定し得ることから言えば、想定外の事態になったというようなご答弁が続いているように思うんですけども、今回の経緯からどういう教訓を引き出しておられるのか、今後に活かすために。今後のことなんですけれども、これだけにとどまらず繰り越し事業でも、また当初予算でも決定している多くの建設事業が控えているわけなんですけれども、それらについても同じような事態になる可能性があるんじゃないかと思っておりますけれども、そういった点に、どうこれから得た教訓を活かそうとされているのか。特に具体的には、差し当たって給食センターの建設が差し迫っていると思うんですけども、これ自体にこういう影響が起きているのかどうかあわせてお答えいただきたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 私のほうからは、何で800じゃなくちゃいけないのか、何で500じゃいけないのか、これはそもそもつくるときの議論で、さんざんここでお答えさせていただきましたけれども、500だって構わないと言えば構いませんけども、いろいろ過去の例を見ますと、前の市民会館のあとをつくろうとしたのは500でした。あのときは、本当は800をつくりたかった。ところが、当時小泉さんの三位一体改革で、非常に財政が逼迫していて厳しかったということで、500の席ということで考えていました。これからこの勝浦市の芸術文化、こういうものをどういうふうに考えていったらいいのかということを考えますと、500のような、ある意味で公民館をちょっと大きくしたような席ならば、交流という、私、いつも言わせていただいているんですけども、芸術文化、市内の皆さん方がそこそこ集まってやるにはいいかもしれませんけれども、やはり県外ま

たは市外、そういうところから多くの芸術文化を呼び込むときには500では来ません。やっぱり最低800でなくちゃ。本当は、当時も言いましたけど、1,000ぐらい欲しいということだったんですけど、まあ800が適正だろうということで800ということで決めさせていただいていますけども、これから芸術文化をいろいろ活発にやっていく、それから各種団体の県大会をやるとか、全国規模の集会をやるときも、500では集まりません。使えません。やはり最低800は必要だというふうに思っているところでございまして、やはりある程度の人の交流がここで活発になれば、勝浦市を訪れる人が増える、地域経済の波及効果が期待できるということで、これは800がいいだろうということで決めさせていただいております。

それから、今回の教訓ということでどうなのかというお話がありましたけれども、私、こういう入札で、まさに今非常事態のこういう物価高騰なり労務単価上昇ということで、なかなか事業者サイドの論理と、我々も行政として、例えば予定価格を組む場合にも、いろいろ情報を収集しながらもやりますけれども、今回のように、全国で至るところで不調になっているんで、これはその場しのぎで越えていかなきゃいかんというふうに思っております、先ほどの答弁に戻りますけれども、一刻でも早く次の入札に付したい。単価が上がる前に決着をつけたいということでございます。

同じような例が給食センターでもあるんじゃないかということでございますが、実は給食センターは、今日開札をいたしまして、1業者が落札を決めたということでございました。ただ、この業者も、後々国のほうの単価アップについては、今のところ、特に要請はございませんけれども、単価アップについては、当初の設計が上がる前の価格ではじいているということにおいては、国のほうの基準に従って、この単価アップについて要請があれば、この団体は、地方団体も受けてくれというような国の通知がありますので、今後、そういうことはあるかどうかわかりませんが、そういうこともあるかもしれません。ただ、おかげさまで、給食センターもこれで決着いたしました。残るところはこの市民文化会館のみでございます。以上です。

あと、足りないものは担当のほうからお答えいたします。

○議長（丸 昭君） 次に、関財政課長。

○財政課長（関 利幸君） お答えいたします。まず、規模の縮小についてということでございますけれども、これにつきましては、先ほど鈴木議員の質問の中にもありまして、また答弁させていただいたところですが、規模縮小という形になりますと、基本構造を変えるということになりますと、建築確認とかさまざまな分、また建築基準法の関係なんかいろいろ出てくるだろうということもありまして、相当な期日をさらにまた要するというので、平成26年度中の完成ということになりますと、それは非常に厳しいと。要するに、完成が見込まれないおそれが非常に高くなるということをお先ほどご回答させていただいたところだと、私のほうは思っております。そのようなことでご理解をいただきたいと思っております。

次に、財源の関係ですけれども、これにつきましては、今回、国庫財源が載っておりますけれども、なかなか紛らわしいんですが、実質、今回の補正に伴うものではございませんで、ご承知のように社会資本整備総合交付金、この事業は文化会館を一つのメインといたしまして、道路整備であるとか、そのほか新たに給食センター、また（仮称）防災備蓄センターも加えました総称の事業の中でやっておりまして、平成24年12月にこれの継続費を出した後、いろいろ変更等があって、調整をした数字ですので、今回の1億8,000万円に、結果としてこのような形で出させてい

ただいはおりますが、直接結びついておるものではございません。ただ、今回の労務単価の置きかえに伴う、要するに国からの通知を受けまして、本来でありますと、当初、国のほうと協議をして、既に協議済みの事業費を超えてしまいますので、本来、最初、これは県を通して聞いたときには、勝浦市さん、もうこれ以上事業を超えることは許されませんよ、これで事業のほうは行っているわけですからとお話をされたんですが、今回のこの国の通知を県のほうに送りまして、確認をしていただいたところ、この内容であればやむを得ないでしょうねということで、要は勝浦市だけの責任ではないということで、その辺については国のほうのご承認はいただいております。

次に、教訓ということにつきましては、先ほど市長のほうからもお話があったということでご理解をいただきたいと思います。要は、実勢価格の把握がいかに難しいかということもあるでしょうし、また、日々移り変わる、こういう情勢の中にあっては、なかなか実勢価格をつかむのが難しいというのは、私ども事務的な立場のやることでございます。

あと、今後、多くの事業、給食センターの話は市長にさせていただきましたけれども、基本的には新労務単価が明確に決まったということになれば、今後の事務事業を進める上におきまして、この単価をもとに設計等を行っていくということになります。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 明確なご答弁なのかどうか再確認なんですけども、今の段階で構造自体をいじくるような見直しをすると、26年度中の完成は見込めないと、そういうふうに断言されたんでしょうか。その点が1点と、市長は、当初の800席以上に規模を拡大するときの理由を、今、繰り返されたんですけれども、事態はそのときと違うわけですので、さらに1億8,000万円の予算を追加してこの事業を行っていくとしているわけなので、いろいろ実勢で労務単価が上がって当初思った予算ではつくれないので1億8,000万円引き上げますということに対する市民への説明に対して、従来どおりのものをぜひ建てるということを、同じ理由でおっしゃられているわけなんですけども、一方では、26年度中に完成させる条件があるならば、予算内でおさまるような見直しというのが当然あってしかるべきだと思うんですよ、市民との関係では。今そういう説明ではなかったと思いますので、市民に対して説明をいただくというつもりで、いま一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 先ほどもお話をさせていただきましたけども、この（仮称）市民文化会館は、今後30年、40年というふうに使われるものです。これからの芸術文化、また、本市の生活文化のレベルを上げていくということの、私はある意味では象徴的な施設であらうというふうに思います。それからまた、こういうすばらしいものを将来の勝浦市の子どもたちに、次代を担う子どもたちに残していくというようなことが大事なんで、今回こういう特殊な事情のもとで非常に予算が厳しくなったから、それに合わせるよと。もっと小さくすればいいじゃないか、こういうようなことはさらさら考えておりません。だから、先ほど言ったちょっとタイミングが悪いというのは実際あるんですけども、今回、これを乗り越えていいものをつくっていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 次に、関財政課長。

○財政課長（関 利幸君） お答えいたします。規模縮小にかかわるご質問でございますけれども、

私のほうが説明不足であったら、大変申しわけありませんでした。基本的に、先ほど鈴木議員のところでもちょっとお話をさせていただいたところがございますが、意匠等のちょっとした部分を変更するにしても3カ月程度かかるということで、私のほうは技術的な分野からお話を聞いております。ただ、それをさらに構造を変えるということになりますと、建築確認申請の取り直しというんでしょうか、そういう面の期間、また基本的な部分が変わるということになりますので、これは社会資本整備総合交付金を活用しておりますので、国、県との協議が必要になってきまして、結果として国の承認を得ませんと、事業執行がさらにとまってしまうということになりますから、そういうものを総合的に勘案をいたしますと、26年度中の完成というのは非常に難しいということとで私のほうは理解をしております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 今、課長の答弁にも明確にありましたように、26年度中に何としても、この市民文化会館を建設完了させるということになれば、設計変更は難しいということですので、それは了解いたしました。今の時点で、私は先ほど申し上げたような点は、不可能ということであろうかと思います。ただ、市長が、今、かたくなに当初決めたとおりにやりますと、さらさら見直す考えはありませんというふうにおっしゃるというのは、これは市民に対する説明の仕方としては余りよろしくないんじゃないかと思います。事業規模自体が、非常に大きな24億円だったものが、さらに膨れ上がるわけですので、丁寧に市民に対してはご説明をいただきたいと思いますし、そのことによって、その負担を極力小さくするためにも、今回の特例措置にかかわる国のバックアップといいますか、そういうことも強く求めていっていただきたいと思うわけですが、その点、ぜひよろしくお願ひしたいと思いますが、私自身は、決して市民文化会館の建設そのものに反対しているわけではございませんので、これの26年度中の完成を心から市民とともに待ち望んでいるというか、市民にとって必要なことだと考えておりますので、それ自体に対して反対するつもりは全くありません。これは申し上げておきたいんですが、今回、こういう経過の中で見直しが可能かどうかということをお尋ねしましたが、それは26年度中の完成ができないということですので、その点についてはあきらめざるを得ないということで了解いたしました。今後、この特例措置が全国的に及ぼす影響というのははかり知れないものがあると思いますけれども、それに対して国としての市町村のこういった建設事業を支えていく措置を大いに求めていただきたいと思うんですが、そのことに対する答弁を求めたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関財政課長。

○財政課長（関 利幸君） 国の施策に関して、ご承知のようにインフレ対策みたいな形で打ち出された一つの流れの中で、こういう結果が生まれてきているんだろうと思いますが、確かに市町村に及ぼす影響というのは、少なからずこのような形でどこも出ておりますので、その辺につきましては、そういう機会がございますれば、私のほうとすれば、発言のほうはしていきたいと、このように考えます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 私のほうからは、今回の5月議会の一般会計の補正、非常事態といいますか、今の経済状況の中で、今回入札ができなかったということで、提案といいますか、何としても、次の入札には業者を決めていただきたいという思いも込めて、入札の方法について、今、電子入札で1回目、2回目、やられましたけれども、電子入札、今一般的な入札の方法になっています

けれども、こんなことは適切な表現でないかもしれませんが、昔は談合があった、その防御策として、例えば一般競争入札はやった、さらには電子入札になったという形になってきている中で、今、僕が聞いたところは、3割が入札不調になったり不落になる物件が出てきている中で、改めて指名競争入札に変えとか、紙ベースでの入札に変えとか、あるいは予定価格を公表しないで入札をする、そういった形をとった中で3回目を臨んだらどうかというふうに思うんですけど、入札の方法についてなんで、担当課長よりも副市長か、もしくは市長のほうに、もしかしたら今そういう考えは検討されているかもしれませんし、そういう可能性があるのかどうかについて、そのことによって3回目の入札がしっかりと業者が決まるというような形がもしとれる可能性があるのであれば検討すべきものだと思いますけれども、それについてご答弁いただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。入札方法の変更というご質問でございますけれども、現在、これまで勝浦市では今回の（仮称）市民文化会館の入札につきましては、制限付き一般競争入札で行っております。入札そのものは、本来地方自治法ですと、一般競争入札が大前提でございまして、そのうち、弾力的によって指名競争入札あるいは随意契約ができるという規定になっております。勝浦市はこれまで1億5,000万円以上の工事につきましては、一般競争入札あるいは制限付き一般競争入札で行ってまいりました。今回、これだけの大きな事業ですので、従来に基づきまして、これまで制限付き一般競争入札で行ってまいっております。予定価格につきましても、これは平成17年度からですか、それまでは官製談合等で日本全国いろいろございまして、それらを防ぐために公正である入札が必要だろうということで、勝浦市におきましては、予定価格を事前公表いたしまして、それで入札に付してまいっております。

先週、5月11日にも千葉県内で、やはり予定価格を付した入札で官製談合と申しますか、業者等が摘発された事例もございます。勝浦市は、市民の皆様、堂々と公正な入札を行っているということで、今回、制限付き一般競争入札、価格を事前公表して行う入札をしております。次回もその方針でいく予定でございます。ですから、現時点では指名競争入札に変える考えはございません。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 次の入札も、入札の方法は今までどおりということですが、私は、一つの方法として1回目、2回目、3月議会では何としても2回目は万全に臨むという形の中で答弁がありましたけれども、しかし、2回目はこういう形になってしまった。3回目は、決してないという形にしなければいけない、一つの方法論として入札方法を変えることが、落札者を決定するための方法であると、私は思うんで、今、副市長のほうで今までどおりということだったんですけど、ご時世がご時世なんですね、今までは違うご時世なので、自治法というお話もありましたけれども、私は、そのときの判断によって入札方法を変えてもしかるべきだというふうに思いますが、そういう考えはないという答弁でしたので、給食センターのほうも今日の開札で業者が決まったということもありますので、文化会館に関しては3回目の入札で何とかして落札者を出していただきたいということをお願いして、答弁は結構ですので、終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） それでは、簡潔に質問し簡潔に答弁していただきたいと思います。3月議会

で、私は2回目の入札が不調になることをすごく憂いて質疑をさせていただきました。質疑した中で、一般的に入札が不調になった場合の対策については基本的に3つありますと。1つは、工事の仕様書の内容を変更して、ある程度、質を落として価格をそのままにする。2つ目は、仕様は同じで価格そのものを見直して引き上げる。3つ目は入札方式を見直すと。こういうふうに入札は答弁されました。今、前々段者の鈴木議員からも、国土交通省の資料の中で、2008年の不落不調の対策の取り組みという、そういったものが出されて、私自身ももう少し、当時の山下設計さん、超一流の設計会社ですから、当然皆さん方も信用したし、私も信用していた中で、その辺の取り組みが少し甘かったかなと反省はしております。というのは、この2008年度版の不落不調の工事への対策として、一番に見積もり活用、これは応札業者の見積もりを活用して予定価格に実勢価格を反映させるといった取り組みが一番に載っているんです。だから今回の3つの、先ほど課長が答弁していました3つの中の2つ目の仕様書は同じで、価格そのものを見直して引き上げること、どうしてもその仕様は変えないということであれば、やはりそういった検討が真摯に真剣に検討されていなかったんじゃないかと聞かざるを得ません。私たちが議員として真剣に議案に対しては取り組んでいるつもりであります。そういうことを含めて執行部の皆さんは、いろんな情報の中で、国土交通省からも真剣に不落不調対策に取り組むというのをされているので、そういうことに対して、今回、結果的に3つ目にこのことを踏まえて、価格そのものを見直してということにとるわけです。だから、そういうことをとられるということは、3回目なので、今回1億8,000万円、総額でプラスしただけで、それでも実勢価格と乖離しているんじゃないかというおそれがあるんですが、それについての見通しについて簡潔にお答えいただきたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関財政課長。

○財政課長（関 利幸君） お答えいたします。先ほどもお答えしましたように、実勢というものをいかに捉えていくかというのは非常に難しいことでありまして、当然に日々変化する中においての状況も、その時代背景であるとか、経済等背景としてさまざまありますので、なかなか難しいというのが現実的な問題でございます。その中にありまして、さらに経済が私どもが考えている以上に変動という形になれば、それはまた想定外になってしまうというケースもありますけれども、今、考えられる範囲内におきましては、今回の補正をもしご承認いただいた際には、その手続に沿って入札を行いまして、事業執行ができるようにということでは考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） 3月の答弁のときにも、当時の財政課長が、最善の努力を行った上で入札に臨むと答弁をしているんですよ。最善の努力ですよ。だから、最善の努力をしたかどうかについて、謙虚に分析して、今回、3回目ですが、これは心配ですよ。1度あることは2度、2度あることは3度あるということわざもあるので、これは猿田市長の交流人口を図るための大きな拠点として、先ほど言いましたように、大きな事業なんです。市民も完成を待ち望んでいるんです。そういった中で、真剣に世間のせいにしないで、心の中では受注・発注間の情報を共有する志向というのでも取り組むように示唆されているわけです。2008年に実勢価格と標準単価の乖離が進んでいるからこういう取り組みしなさいよという中で指導されているわけですよ。受発注者間の情報共有しなさいよということもうたっているわけですよ。そういうことに対して取り組みを

本当にしているのかということに対して、これ以上言うとかどくなりますので、やはり庁内会議を開くにしても、英知を結集して、1回、2回で不調にならないように、3回目の入札成立を望んで要望いたしまして、質疑を終わります。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第29号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号 平成25年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

午前 11時47分 休憩

午後 1時15分 開議

議 長 辞 職 の 件

〔16番 丸 昭君退席〕

○副議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の丸 昭議員から、議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

それでは、辞職願を朗読させます。目羅事務局長。

〔事務局長朗読〕

○副議長（寺尾重雄君） お諮りいたします。丸 昭議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、丸 昭議員の議長の辞職を許可することに決しました。

〔16番 丸 昭君入席〕

○副議長（寺尾重雄君） 前議長、丸 昭議員から発言を求められておりますので、この際、これを許可します。丸 昭議員。

〔16番 丸 昭君登壇〕

○16番（丸 昭君） 議長のお許しをいただきましたので、本日をもって一身上の都合により議長を辞任するに当たり、議会の許可をいただきましたので、一言、御礼のご挨拶を申し上げます。

昨年、5月の臨時議会におきまして、議員各位のご推挙をいただき、通算2年間、議長の要職につかせていただきました。この間、議長として、公正公平な姿勢はもとより、みずからの規範の改革も、議員各位、また猿田市長を初めとする執行部の皆様方のご協力をいただきながら取り組んでまいりましたが、いまだご期待に十分沿い得なかったことをおわびを申し上げる次第でございます。この上は、今後、一議員として、市政進展に、より一層尽力してまいりたいと考えておりますので、皆様方のさらなるご指導、ご鞭撻をお願いを申し上げます。

結びに、今日まで皆様方から賜りましたご厚情に衷心より感謝を申し上げ、甚だ言葉整いませんが、退任のご挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

議 長 の 選 挙

○副議長（寺尾重雄君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（寺尾重雄君） ただいまの出席議員数は18人であります。投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○副議長（寺尾重雄君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺尾重雄君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○副議長（寺尾重雄君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼いたします。目羅事務局長。

〔氏名点呼・投票〕

○副議長（寺尾重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺尾重雄君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（寺尾重雄君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に磯野典正議員及び吉野修文議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（寺尾重雄君） 選挙の結果を報告いたします。投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票18票、無効投票0票。有効投票中、岩瀬義信議員17票、藤本 治議員1票。以上のおりであります。この選挙の法定得票数は5票であります。よって、岩瀬義信議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました岩瀬義信議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

当選承諾のご挨拶をお願いいたします。岩瀬義信議員。

〔11番 岩瀬義信君登壇〕

○11番（岩瀬義信君） ただいま議員各位のご推挙をいただきまして、議長に当選をさせていただくことになりました。まことに身に余る光栄であり、その職責の重さをひしひしと感じ、まさに身の引き締まる思いでございます。改めまして、議員各位に心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。もとより浅学非才の私でありまして、議長という器でないことは自分が一番よく承知いたしておりますが、ここに皆さんのご推挙を受け、議長に推し上げていただいたからには、私といたしましても、身を挺して、皆さんのご厚情にお応えできるように、精いっぱい努力をいたすつもりでございます。

また、議会運営につきましては、議会運営委員会の意見を尊重しながら、不偏不党、公正中立の立場を貫き、一生懸命に頑張っていく所存でありますので、どうかひとつ、議員の皆さん、そして市長、執行部の皆さん、至らぬところはたくさんあろうかと思いますが、岩瀬をぜひ引き立てていただきたいと、このように思うわけであります。

また、終わりに当たりまして、丸前議長におかれましては、いつも公平中立で、そして我々をよくご指導していただきまして、議会をまとめ引っ張ってきてくださいました。丸前議長は、常に議会改革を推し進めながら、我々にいろいろなことで相談に乗ってくれということで、よく言われまして、本当にすばらしい議長であったかと、私はそのように思います。これからもぜひ丸前議長にもご指導あるいは助言をいただいて、何とか議長を務めさせていただきたいと思っておりますので、皆さんもこれからひとつよろしく願いをいたしまして、大変言葉整いませんが、議長就任の挨拶とさせていただきます。今日は、本当にありがとうございました。お願いします。（拍手）

○副議長（寺尾重雄君） 議長が決まりましたので、交代をいたします。

〔議長、臨時議長と交代〕

○議長（岩瀬義信君） 副議長と交代いたしました。

それでは、暫時休憩いたします。

午後1時35分 休憩

午後1時50分 開議

副議長辞職の件

〔12番 寺尾重雄君退席〕

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の寺尾重雄議員から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

それでは、辞職願を朗読させます。目羅事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（岩瀬義信君） お諮りいたします。寺尾重雄議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、寺尾重雄議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

〔12番 寺尾重雄君入席〕

○議長（岩瀬義信君） 前副議長の寺尾重雄議員から発言を求められておりますので、この際、これを許可します。寺尾重雄議員。

〔12番 寺尾重雄君登壇〕

○12番（寺尾重雄君） 議長のお許しを得ましたので、副議長辞任につき、一言、ご挨拶を申し上げます。

昨年5月の臨時議会におきまして、議員各位の皆様からご推挙いただき、副議長の職につかせていただきました。この1年間、皆様のご支援、そしてご協力のもと、大儀なく、副議長の職を遂行してまいりました。

丸議長におかれましては、見識と人望の中、また、幸いに健康ということで、私の副議長としての出は少なかったということもありますが、私にとっては恥をかくことがなく安堵しているところでございます。これからも一議員として市のために活動してまいります上で、皆様の絶大なるご協力を願いながら議員活動をしてまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で、私の副議長退任のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。（拍手）

副 議 長 の 選 挙

○議長（岩瀬義信君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩瀬義信君） ただいまの出席議員数は18人であります。投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（岩瀬義信君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩瀬義信君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。目羅事務局長。

〔氏名点呼・投票〕

○議長（岩瀬義信君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩瀬義信君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に磯野典正議員及び吉野修文議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○議長（岩瀬義信君） 選挙の結果を報告いたします。投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票18票、無効投票0票。有効投票中、刈込欣一議員17票、藤本 治議員1票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は5票であります。よって、刈込欣一議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました刈込欣一議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

当選承諾のご挨拶をお願いいたします。刈込欣一議員。

〔17番 刈込欣一君登壇〕

○17番（刈込欣一君） 議長のお許しをいただきましたので、一言、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様はこのたびの副議長選挙ということでご推挙いただきました。ありがとうございます。

した。私はまだまだ未熟者ですけど、議会の運営と議会の活性化について精進していく所存でございます。皆様のご協力とご支援をいただき、また、活発な議会になることに精進しますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。(拍手)

閉 会

○議長（岩瀬義信君） 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。これをもちまして、平成25年5月勝浦市議会臨時会を閉会いたします。

午後2時05分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第27号～議案第29号の総括審議
1. 議長辞職の件
1. 議長の選挙
1. 副議長辞職の件
1. 副議長の選挙

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

勝 浦 市 議 会 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員